

論文式試験問題集
[刑法・刑事訴訟法]

[刑 法]

【事例1】及び【事例2】を読んで、〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例1】

- 1 甲（55歳）は、某年5月1日、A（60歳）に対し、甲が所有する山林（以下「本件山林」という。）を代金200万円で売却し、Aから同代金200万円を受け取ったが、所有権移転登記手続はいずれ行うこととして先延ばしにしたため、登記簿上は依然として甲の所有名義のままになっていた。
- 2 乙（50歳）は、不動産業を営んでいたところ、同年6月頃、不動産開発会社を営む知人の丙（55歳）から、本件山林を含む周辺の山林一帯（以下「本件山林一帯」という。）を買収して宅地造成工事を行う計画を持ち掛けられ、これに応じ、乙が本件山林一帯を買収することとなった。乙は、本件山林一帯の登記簿を調査したところ、本件山林の登記簿上の所有名義人が甲であることを知ったが、他方で、本件山林はAに売却済みであるとの噂も聞いた。
- 3 乙は、甲が真の所有者であれば甲から本件山林を取得しようと考え、同年7月上旬頃、甲方を訪れ、甲に対して本件山林の購入を申し入れた。その際、乙は、甲に対し、「Aはやっかいな人物であると聞いている。もしあの山林がAに売却済みであればAと重大なトラブルになりかねないので、あなたとは取引しない。Aにあの山林を売却したという噂は本当か。」と尋ねた。甲は、本件山林の登記簿上の所有名義人が甲であることを利用して、乙に本件山林を高値で売却して所有権移転登記をすることによって儲けようと考え、乙に対し、「登記を見てみろ。登記を見れば分かるとおりに、あの山林は私のものだ。Aに売ったなんて噂もあるようだが、それはうそだ。今なら300万円であの山林をあなたに売ろう。代金受領後、直ちに登記を移す。」と言った。乙は、甲の言葉を信じ、甲から本件山林を購入することに決めた。甲は、同月15日、乙に対し、本件山林を代金300万円売却し、乙から同代金300万円を受け取り、約定どおり乙への所有権移転登記を完了した。

〔設問1〕

【事例1】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

【事例2】（【事例1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。）

- 4 丙は、計画どおり本件山林一帯を買収できたと乙から報告を受け、同年7月下旬頃から、本件山林一帯の宅地造成工事を開始した。丙は、そのことを知ったAから、本件山林はAが所有するものであるから同工事をやめるよう言われたものの、それを無視して同工事を進めた。そのため、Aは、同年8月上旬頃から、丙が営む会社の事務所前の路上にA所有の白色貨物自動車（以下「A車」という。）を止め、拡声器を用いて大音量で「丙は悪徳デベロッパだ。直ちにあの山林での宅地造成工事を中止せよ。」などと繰り返し怒声を張り上げるようになった。丙は、このままでは上記工事やその後の住宅の建築・販売計画も立ちゆかなくなってしまうと考え、Aを殺害することを決意した。
- 5 そこで、丙は、本件山林一帯の開発計画を説明するという名目でAを本件山林に呼び出した上、Aをダンプカーでひき殺すこととし、それを乙に実行させることを計画した。丙は、同月中旬頃、乙に対して事情を説明した上、上記犯行計画を伝え、乙はこれに応じた。
- 6 丙は、工事が休みで人がいない同月31日にAを呼び出すことに決め、同日午後3時頃、Aに対し、電話で「あの山林一帯の開発計画を説明したいから、山林の工事現場に来てほしい。」旨伝えた。Aはこれを了承し、同日午後5時に本件山林の工事現場（以下「本件工事現場」とい

う。)で待ち合わせる事となった。そこで、丙は、乙に対し、同日午後5時にAを本件工事現場に呼び出したことを伝え、共に本件工事現場に向かった。他方、Aは、丙からの上記電話連絡後に急用ができたことから、友人のB(65歳)に事情を説明し、Aの代わりに本件工事現場に行くよう依頼し、Bはこれを了承した。そのとき、Bは、娘夫婦から頼まれて孫のC(1歳)を預かっていた上、自身の車は娘夫婦が使用していたため、AからA車を借りて、Cと共に本件工事現場に行くこととした。

- 7 乙と丙は、同日午後4時30分頃、本件工事現場に到着し、乙は付近に駐めてあったダンプカーに乗り込み、丙は近くの物陰でAがやってくるのを待っていた。Bは、同日午後5時頃、A車を運転してCと共に本件工事現場に到着し、A車から降りると、Cを背負ってあやし始めた。乙は、A車が到着した状況を目撃し、西日の影響で、Cの存在には気付かず、降り立った人物の特徴までは分からなかったものの、この時刻に本件工事現場に来るのはA以外にはいないと考え、その人物がAであると思い、Aをひき殺すつもりで上記ダンプカーを急発進させた。物陰から様子を見ていた丙は、A車から降り立った人物がAではなく子供を背負った見知らぬ人物であることに気付いたため、乙に対し、「やめろ。そいつはAじゃない。」と叫んだ。しかし、丙の声は上記ダンプカー内の乙まで届かず、乙は、そのまま同ダンプカーを加速させ、Cの存在に気付かないままB及びCに同ダンプカーの前部を衝突させてれき過させた。B及びCは、いずれもその頃、同所において、上記れき過に起因する頭部外傷に基づく脳挫傷により死亡した。

〔設問2〕

【事例2】における乙及び丙の罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く。)

[刑事訴訟法]

次の【事例】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

1 甲は、自宅において、交際相手のAが、甲の実子であるV（生後2か月）の頭部を殴るのを目撃した。その約2時間後、甲は、Vがぐったりした様子になっているのを見て、Vが瀕死状態であると思い、このままVを病院に連れて行けばAや自己に犯罪の嫌疑がかけられると考えた。そこで、甲は、自動車を運転し、Vを山中に運び、道路脇の山林に遺棄した。Vは、翌日、同山林において死体で発見された。

甲は、保護責任者遺棄罪で逮捕され、その後、「被告人は、実子であるV（令和6年6月1日生、当時0歳）とH県I市J町1丁目2番3号所在の被告人方において同居していたものであるが、令和6年8月5日午後6時頃、Vが頭部に傷害を負い、瀕死の状態に陥っていることを認めたのであるから、その生存に必要な保護をすべき責任があったにもかかわらず、その頃から同日午後7時頃までの間に、Vを被告人方から同市L町456番地先山林まで自動車で運び、Vを同山林に置き去りにし、もって幼年者かつ病者を遺棄したものである。」との公訴事実により、保護責任者遺棄罪でH地方裁判所に起訴された。

2 甲の弁護人は、第1回公判期日の冒頭手続において、「甲がVを遺棄した時点において、Vは既に死亡していたものであるから、保護責任者遺棄罪は成立しない。」旨主張し、同期日は冒頭手続のみで終了した。

検察官は、同主張を踏まえて検討した結果、甲がVを遺棄した時点でVが生存していたことの立証ができない可能性があると考えた。そこで、検察官は、第2回公判期日において、証拠調べ手続の開始前に、「被告人は、令和6年8月5日午後6時頃から同日午後7時頃までの間に、実子であるV（令和6年6月1日生、当時0歳）の死体をH県I市J町1丁目2番3号所在の被告人方から同市L町456番地先山林まで自動車で運び、同死体を同山林に投棄し、もって死体を遺棄したものである。」との死体遺棄罪の予備的訴因の追加を請求した。

〔設問1〕

下線部の予備的訴因の追加につき、裁判所はこれを許可すべきかについて論じなさい。

〔設問2〕

裁判所が、下線部の予備的訴因の追加を適法に許可したとする。証拠調べの結果、裁判所が、甲がVを遺棄した事実は間違いないものの、遺棄した時点において、Vが生きていたか死んでいたかは明らかでないとの心証を得た場合、甲に死体遺棄罪が成立すると認定して有罪の判決をすることは許されるかについて論じなさい。